

震災復旧のための
震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証

都道府県

番 号

氏 名

資 格

勤務先

講習修了構造

有効期限 年 月 日

上記の者は、震災建築物被災度区分判定・復旧技術者として（一財）日本建築防災協会の名簿に登録した者であることを証する。

(写真)

一般財団法人 日本建築防災協会
理事長 坂本 功

(印)

判定・復旧技術者証 裏面

注 意

1. この技術者証は、震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会受講修了者で震災建築物の住宅相談や震災建築物の被災度区分判定及び復旧に必要な知識を習得した者に交付します。
2. この技術者証を他人に貸与したり譲渡することは禁じます。
3. 技術者名簿登録事項に変更があった場合は、遅滞なく文書またはFAXで本会に届け出てください。
4. この技術者証は、次の場合に限り実費負担で再交付します。再交付を受けたいときは理由書を添えて本会に申し込んでください。
 - (1) 極度に汚損し、使用に耐えないとき
 - (2) 滅失または紛失したとき
 - (3) 氏名に変更があったとき

一般財団法人 日本建築防災協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-3-20
虎ノ門 YHK ビル 8 階
電話 03-5512-6451 FAX03-5512-6455
E-meil:kenbokyo@kenchiku-bosai.or.jp